

地域密着型サービス外部評価委託契約書

(以下「甲」という。)と奈良県国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)[第72条第2項及び第97条第7項]に定める「[指定小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護]の質の評価」の一環として行われるサービスの質についての外部評価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は、自ら運営する 〃の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

(協力業務)

第2条 乙が定める地域密着型サービス外部評価業務実施要領(以下「業務実施要領」という。)に基づき甲におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

(調査の調査票作成及び提出)

第3条 甲は、業務実施要領に基づく書面調査の調査票等を作成し、乙に提出する。

(評価結果報告書の送付)

第4条 乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。

(評価手数料)

第5条 甲は乙に対し、業務実施要領に基づく評価手数料として金79,000円を支払う。

(評価手数料の支払方法)

第6条 甲は乙に対し、評価手数料うち金25,000円を申込金として、乙から請のあった日の翌日から14日以内に支払い、残金は訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から起算して14日以内に支払う。ただし、一括納入の場合は乙から請求のあった日の翌日から起算して14日以内に支払う。

2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。なお、公租公課及び振込み手数料は甲の負担とする。

(契約の解除による措置)

第7条 甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約の解除することができる。

2 甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合、その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払済みの申込金は返還しない。ただし、その他の部分については、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払済みの評価手数料の一部を返還する。

(不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能となったときは、この契約はその部分について効力を失う。

2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の扱いは、前条第4項ただし書きの例による。

(秘密の保持)

第9条 乙は、甲より提出された資料について、善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。又、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た機密事項を、他に漏らしてはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めない事項については、甲乙双方協議の上定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(委託者)甲

(受託者)乙 奈良県橿原市大久保町302番1
奈良県国民健康保険団体連合会
理事長 小城利重